

報告第31号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和元年11月7日	239,391円	足立区加賀 在住者	平成31年1月16日、相手方が区道を自転車で走行中、区道の雨水枳蓋に存在していた幅約6センチメートルの開口穴により転倒し、左鎖骨骨折の傷害を負わせた。
2	令和元年11月18日	44,407円	足立区興野 在住者	令和元年10月20日、相手方が区道を自転車で走行中、区道の集水枳蓋部分に存在していた幅約3センチメートルの隙間により転倒し、腰打撲の傷害並びに自転車

			及び携帯電話を破損する損害を与えた。
--	--	--	--------------------